

静岡県

<http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2209.html#daisy>

件名

デージー教科書の普及促進を求める意見書

提出先

衆議院議長 内閣総理大臣 文部科学 大臣

参議院議長 総務大臣

本文

平成 20 年 9 月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」いわゆる「教科書バリアフリー法」が施行され、同法附則第 1 条において「平成 21 年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。」と定められた。

平成 21 年 9 月より（財）日本障害者リハビリテーション協会が、視覚と聴覚の両面から情報を得ることができる「デージー（デジタルアクセシブルインフォメーションシステム）教科書」の提供を始めている。この教科書は、コンピューターの画面上にその内容が写し出され、音声をつけたり、読む速さに合わせて文字の色を変えたりするなどの工夫が凝らされている。

デージー教科書は、同法施行令第 6 条において、その実施状況等について文部科学大臣が調査して小中学校設置者から報告を求めるよう定めているが、平成 21 年 12 月現在、約 300 人の児童生徒に活用され、保護者等から学習理解が向上したとの効果が表明されるなどデージー教科書の普及促進への期待が高まっている。

よって国においては、デージー教科書の普及促進を図るため、当該教科書を必要とする児童生徒及び担当教員等の希望に応えるための作成費の補助並びに無償給付できる体制整備と予算措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

（平成 22 年 10 月 7 日可決）